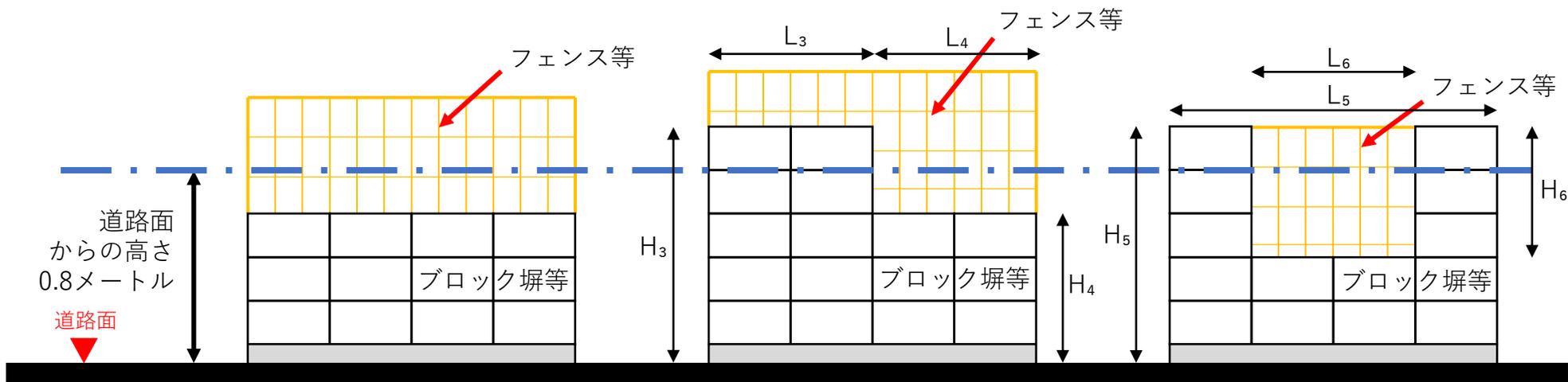
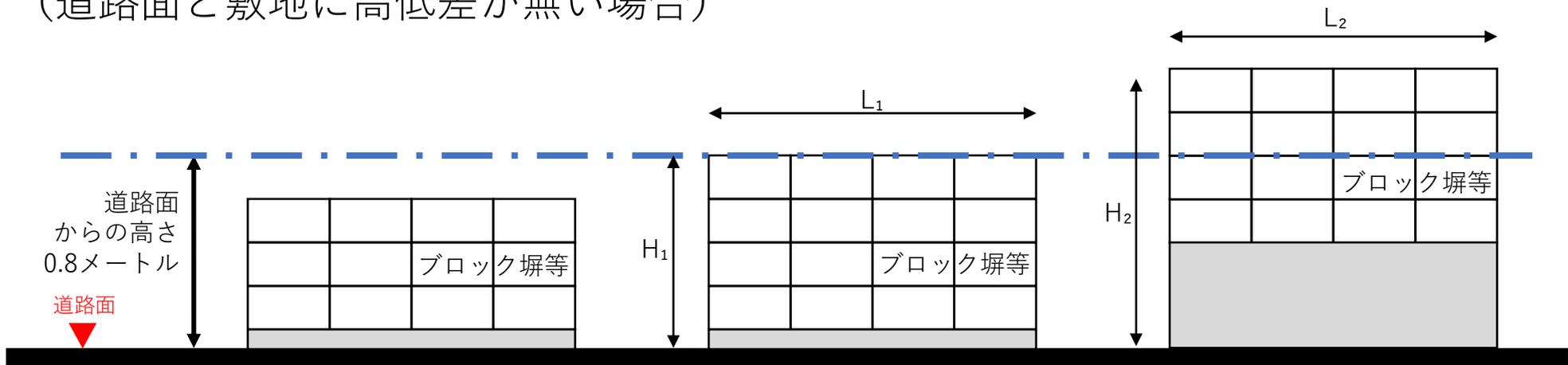
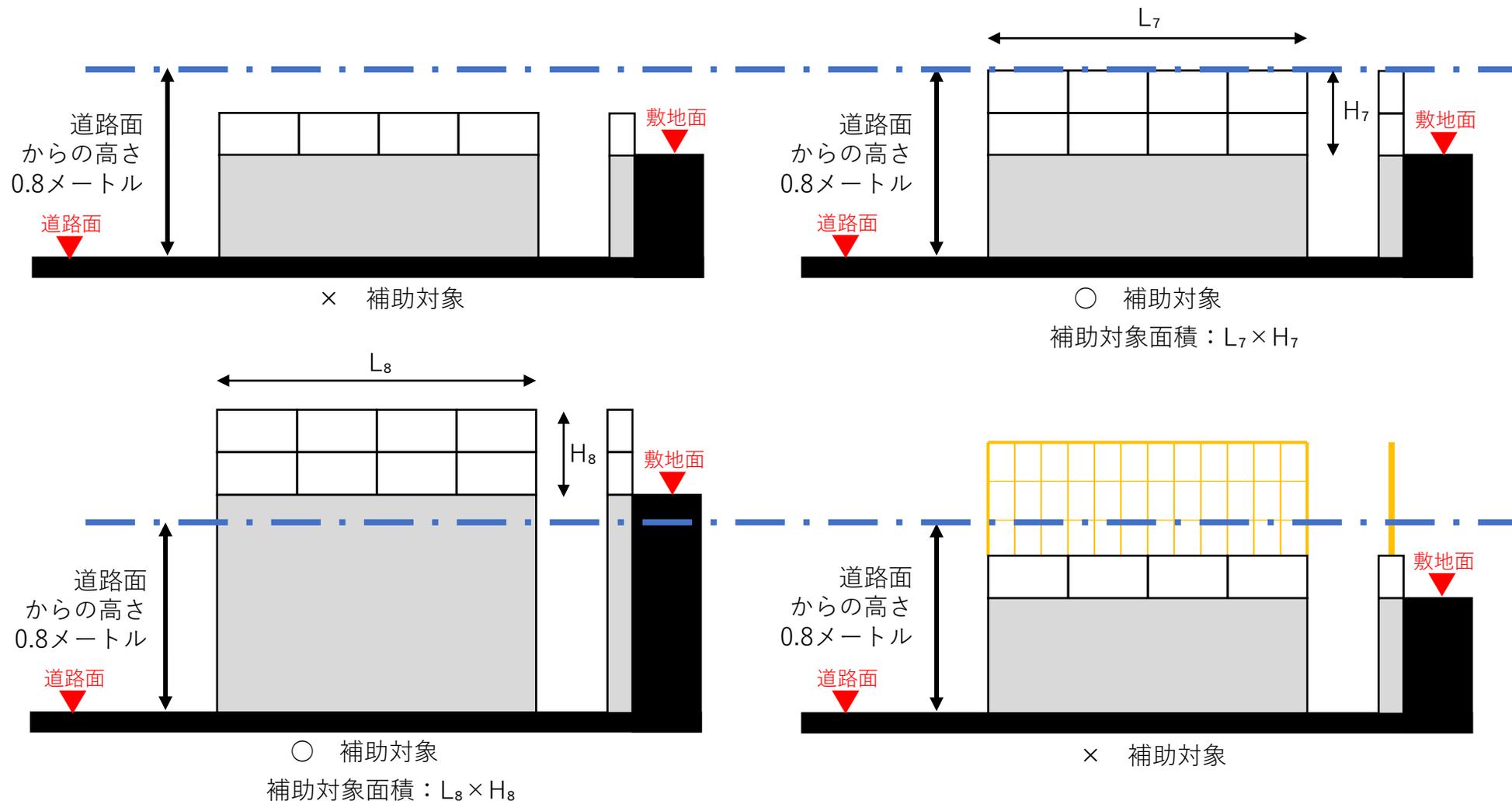


対象となるブロック塀
(道路面と敷地に高低差が無い場合)



※フェンス等の部分は補助対象外

対象となるブロック塀 (道路面と敷地に高低差がある場合)



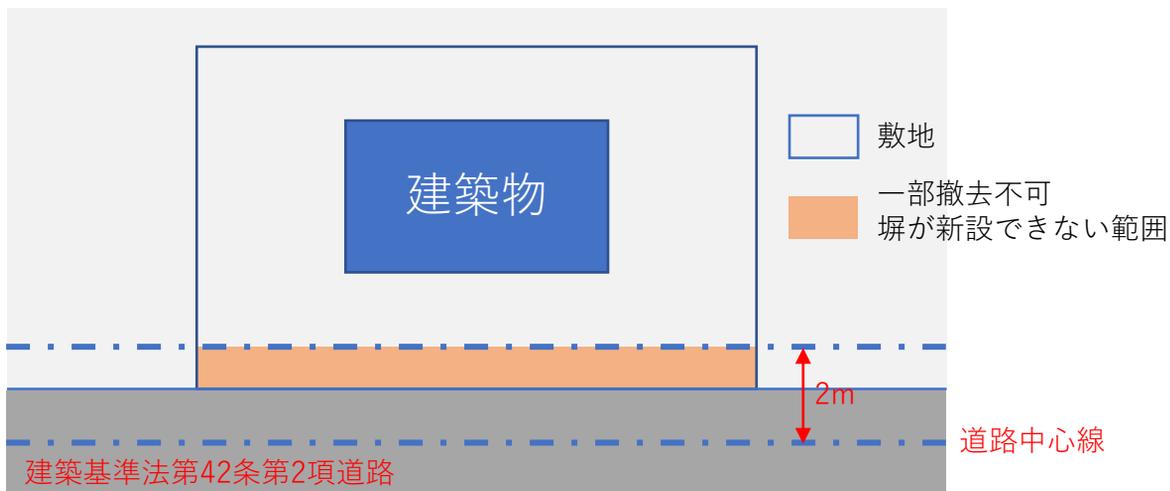
※ 擁壁等の部分は補助対象外

※ ブロック塀等の撤去後は、安全な状態となるようにしてください。

ブロック塀等の撤去に関する注意点

別紙3

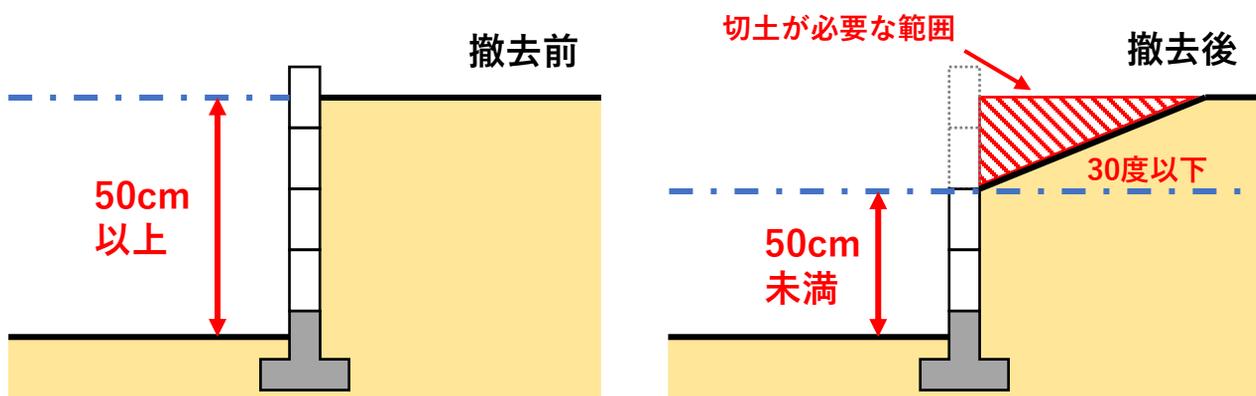
① 前面道路の道路種別が建築基準法第42条第2項道路の場合について



前面道路が建築基準法第42条2項道路若しくは有効幅員が4m未満でコンクリートブロック塀を撤去される時、撤去予定の塀が道路中心線より2mの範囲にある場合は、全撤去となります。（一部撤去不可）

また、補助対象は撤去工事のみとなっていますが、コンクリートブロック塀撤去後、塀を新設される場合につきましては、前面道路が建築基準法第42条第2項道路若しくは有効幅員が4m未満の場合は、道路中心線より2mの範囲（道路の反対側ががけ地等の場合は、道路の反対側から4mの範囲）内に塀の新設はできませんのでご注意ください。

② ブロック塀等が土留め構造物を兼ねている場合



道路面と宅地で高低差があり、撤去するブロック塀が土留め構造物を兼ねている場合は、安全上支障のないように工事を行って頂く必要があります。上図のように、道路面から高さ50cm以上の土留めの塀を一部撤去する場合は、残る部分の塀に安全上支障がないかご確認ください。また、土留めの高さについては道路面から高さ50cm未満とし、30度以下の勾配で法面となるように切土を行う必要があります。